

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	農業経済課	検索番号	1 - 20
法令名	農業協同組合法		根拠条項	64 - 2
許認可等	信用事業又は共済事業を行う農協の総(代)会の解散決議の認可			
(根拠規定)				
農業協同組合法第64条第2項				
第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。				
(許認可等の基準)				
農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針				
(1) 設立に係る認可について				
基本的事項				
(省略)				
形式的事項				
ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。				
イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。				
ウ 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。				
エ 設立手続は法第55条から第58条まで等に照らし、適法に行われているか。				
定款の内容に関する事項				
ア 目的、事業等の基本的事項は、法第1条、法第10条等の規定に照らし適正か。				
イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。				
ウ 組合員に関する規定は、法第12条の規定の範囲となっているか。				
エ 経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。				
オ 役員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。				
カ 総会、総代会、経営管理委員会及び理事会に関する規定は、法第32条、第34条、第43条の2、第44条、第48条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。				
キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。				
(2) 省略				
(3) 解散に係る認可について				
組合の解散に関し、法第64条第2項(解散)に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項について適正な内容となっているかどうかを審査するものとする。				
(形式的事項)				
ア 上記(1)の ア及びイに掲げる事項				
イ 解散の手続は法第44条、第46条等に照らし、適法に行われているか。				
(その他)				
添付書類(農業協同組合法施行細則第11条第1項)				
法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第64条第2項の規定により解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、総会の決議に基づき解散する場合にあつては第2号及び第3号の書類を、出資組合にあつては第4号の書類のうち財産目録を、非出資組合にあつては同号の書類のうち貸借対照表を除くものとする。				
(1) 総会(総代会)議事録謄本				
(2) 法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類				
(3) 法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本				
(4) 財産目録及び貸借対照表				
(5) 解散理由書				
(6) 清算人名簿				